

社援発第 1002001 号

平成 18 年 10 月 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて

平成 18 年 10 月 1 日からの障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービス事業として就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の事業が創設されたところであるが、これらの事業は、従来の授産施設と同様、その事業の実施により得た収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないという、就労支援事業特有の会計処理を必要としているところであるが、今般、その会計処理について、別紙のとおり「就労支援の事業の会計処理の基準」を定めたので、了知の上、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

なお、「就労支援の事業の会計処理の基準」は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。